

## マンション長寿命化工事に伴う固定資産税の減額措置について

長寿命化に資する大規模修繕工事が実施されたマンション等について次の要件を満たしていた場合、申告により翌年度の当該住宅に係る固定資産税額 100 m<sup>2</sup>までを減額するものです。(100 m<sup>2</sup>を超えるものは、100 m<sup>2</sup>に相当する部分)

※都市計画税は対象外

- 要件
- ・築 20 年以上が経過している
  - ・総戸数が 10 戸以上である
  - ・過去に長寿命化工事(外壁塗装等工事を行ったうえ床防水工事及び屋根防水工事)を行っている
  - ・管理計画認定マンションもしくは助言又は指導に係る管理者等の管理組合に係るマンション
  - ・上記 3. の長寿命化工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに完了していること
- ※区分所有マンション(分譲マンション)が対象
- 手続き
- 管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が行われた場合、長寿命化に資する大規模修繕工事が完了した日から 3 ヶ月に「マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要書類を添えて課税課家屋担当に提出してください。
- ※管理組合の代表者等が必要書類、各人のリストを取りまとめて申告することも可能です。
- 提出書類
- ・マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額申告書
- ※管理組合の代表者を取りまとめて申告する場合は各人の部屋番号と署名(記名の場合は要捺印)等必要事項が記入されたリスト(自由様式)が別紙必要です。
- ・総戸数が確認できる書類(図面等)
  - ・建築士又は住宅瑕疵担保責任保険法人が交付した大規模の修繕証明書
  - ・マンション管理士又は建築士が交付した過去工事証明書
- 管理計画認定マンションの場合
- ・本市まちづくり課が交付した管理計画の認定通知書又は変更認定通知書
  - ・マンション管理士又は建築士が交付した修繕積立金引上証明書
- 助言又は指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションの場合
- ・本市まちづくり課が交付した助言・指導内容実施証明書
- 減免の期間
- 工事完了年の翌年度分の固定資産税から一戸当たり 1/3 を減額(100 m<sup>2</sup>を上限)